

別表第三第一号の表社会福祉法人の項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

(民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の一部改正)

第五十条 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第五十七条第二項」を「第六十二条第二項」に改め、同条第二項中「社会福祉事業法第五十七条第一項」を「社会福祉法第六十二条第一項」に、「第五十八条第一項、第五十九条、第六十六条及び第六十七条第一項」を「第六十三条第一項、第六十四条、第七十一条並びに第七十二条第一項及び第二項」に改める。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第五十一条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第三号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第七号」に改め、同条第二項第四号及び第三項第三号中「社会福祉事業法第二条第二項第六号」

を「社会福祉法第二条第二項第七号」に改める。

(介護保険法施行法の一部改正)

第五十二条 介護保険法施行法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十八条第四項第三号」を「第十七条の十一第二項の規定による支給の決定(同法

第五条第四項に規定する身体障害者療護施設支援に係るものに限る。)を受けて同法第十七条の二十四第一項の規定により都道府県知事が指定する身体障害者療護施設に入所しているもの若しくは同法第十八条

第三項」に改め、「同法第三十条に規定する」を削る。

第五十六条中「収容されている」を「入所している」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十三条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条(見出しを含む。)中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同条のうち社会福祉事業法

第二条第三項第三号の三の改正規定中「第二条第三項第三号の三」を「第二条第三項第七号」に改める。

附則第四条第一項中「第五十条の三の二第三項」を「第五十条の三の二第四項」に、「社会福祉事業法第六十四条第一項」を「社会福祉法第六十九条第一項」に改め、同条第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

(都市基盤整備公団法の一部改正)

第五十四条 都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第五十七条第一項」を「第六十二条第一項」に改める。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第五十五条 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第八十四条のうち、児童福祉法第八条第二項の改正規定中「第六条第二項」を「第七条第二項」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第五項の改正規定中「第六条第三項」を「第七条第三項」に、「第六条第二項」を「第七条第二項」に改める。

第九十二条を次のように改める。

第九十二条 削除

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第五十六条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第六百五条のうち民生委員法第五条第二項の改正規定及び第六百十五条のうち身体障害者福祉法第十五条第二項の改正規定中「第六条第二項」を「第七条第二項」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第六百二十二条を次のように改める。

(社会福祉法の一部改正)

第六百二十二条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に、「第二百二十六条」を「第二百二十八条」に、「第二百二十七条―第三百三十一条」を「第二百二十九条―第三百三十三条」に改める。

本則(第七条第三項及び第九条第一項を除く。)中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令

」を「厚生労働省令」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

## 第二章 地方社会福祉審議会

第七条の見出しを「(地方社会福祉審議会)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「中央社会福祉審議会は厚生大臣の、」を削り、「都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第八条第一項中「中央社会福祉審議会は委員二十五人以内、地方社会福祉審議会は」を「地方社会福祉審議会は、」に改め、同条第二項中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改める。

第九条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第十条中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改める。

第十一条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とする。

第十二条第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第十三条中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改める。

第八十九条第三項中「労働大臣及び自治大臣」を「総務大臣」に、「中央社会福祉審議会」を「社会保障審議会」に改める。

第三百三十一条を第三百三十三条とし、第二百二十七条から第三百三十条までを二条ずつ繰り下げる。

第十一章中第二百二十六条を第二百二十八条とし、第二百五条を第二百二十七条とし、第二百二十四条を第二百二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第二百二十六条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第二百二十三条を第二百二十四条とし、第十一章中同条の前に次の一条を加える。

(芸能、出版物等の推薦等)

第二百二十三條 社会保障審議会は、社会福祉の増進を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

別表中「(第二百二十四条関係)」を「(第二百五条関係)」に改める。

第六百七十三條のうち老人福祉法第十八條の二第二項及び第十九條第二項の改正規定中「第六條第二項」を「第七條第二項」に、「第六條第一項」を「第七條第一項」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第五十七條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第六十二号中「公益質屋その他」を削る。

第六條第五十三号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。